# 糸魚川市地域おこし協力隊　募集要領

## いといがわテレワークオフィス「thread」をマネジメントしながら「多様な働き方」を実践しませんか！

糸魚川市では、第二次産業が基幹産業であり、就業者の 35%以上を占めています。一方で、女性が希望する事務系の職業の選択肢が少なく、求職と求人のミスマッチが生じるなど、女性の就業環境に課題がありました。こうした課題への対応として、時間や場所にとらわれない働き方である「テレワーク」の研究を進めてきました。

### ■いといがわテレワークオフィス「thread」について

テレワークの研究成果を踏まえ、育児や介護などの理由からフルタイム勤務が難しい女性や、障がい等により就労が困難な方を対象に、能力や実力を発揮できる場を提供し、多様な働き方を推進するため、平成 31 年 3 月に市が開設した施設です。

オフィスは市内に３ヵ所あり、業務内容に応じて勤務場所を分けています。

現在約 50 人のテレワーカーが、各々の都合に合わせて時間を設定し働いています。

### ■thread の運営について

thread は、市と「多様な働き方推進のための包括的連携協定」を締結している（一社）キャリアステージいといがわが運営しています。就任後は、当該法人と並走しながら、必要なノウハウを継承していただきます。

### ■テレワーカーの業務内容

現在は、民間企業の通勤費請求処理やデータマッピング、市の給付金関連業務など、各種 OA 機器を活用したデータ処理やコールセンター業務を行っています。OJT やスキルアップ研修により、新しい業務にもチャレンジしていきます。業務は、テレワーカーの自宅ではなく、テレワークオフィスで行っています。



### ■地域おこし協力隊の業務内容

ここで働くテレワーカーのマネジメントや、就労環境整備を受託される方を募集します。テレワーカーの管理をしながら、現在オフィス運営を受託している法人とともに、既存業務の管理や新規業務獲得に向けた営業活動を行っていただきます。将来的には、thread 運営を担う人材としての活躍を期待します。

募集条件に資格等の設定はありませんが、クライアントとの商談や契約、その内容をテレワーカーに指導できる程度の知識や経験は必須です。すでにお持ちの知識や経験を生かした業務の拡張も可能です。

いといがわテレワークオフィス「thread」Web サイト
https://itoigawa-thread.com/thread3/

# 募 集 要 領

| No. | 項　目 | 内　　容 |
|---|---|---|
| 1 | 募集人員 | ２名 |
| 2 | 活動内容等 | ⑴ いといがわテレワークオフィス「thread」テレワーカーマネジメント業務<br>① テレワーカーのマネジメント<br>・執務及び受注に必要な人材の育成<br>・メンタルヘルス及びワーク・ライフ・バランス等の調整<br>・新規登録希望者の面談及びテレワーカー登録手続き<br>・テレワーカーとのコミュニケーションを通じた働きやすい職場環境づくり<br>② テレワークオフィス業務管理<br>・受注業務の環境整備、進捗管理<br>・クライアント対応、トラブル対応<br>・業務データ及びシステム作成、進捗確認、ワーカーフォロー等<br>・オフィス管理業務<br>③企業ニーズを見据えたテレワーカー育成<br>・企業のニーズを理解し、業務受託につなげる。<br>④「多様な働き方」市内企業への波及支援<br>・テレワーカーがオフィスで経験を積み、市内企業や地域での就職へとステップアップできるよう、伴走支援を行う。<br>・一人ひとりの適性を把握したうえで業務配分を行い、経験を重ねながら自信を持って地域で活躍できるよう導く。<br>⑤業務獲得のための営業活動（市内外）<br>・市内外企業に向けて営業活動（アウトソーシング導入の提案、相談、受注）<br>⑵ オフィス運営に係る業務<br>① 就労環境の整備<br>・経理・労務などに関する総務系業務<br>・業務分析・改善<br>・業務手順書の作成・更新<br>② 各種ＯＡ機器等のメンテナンス、トラブル対応<br>⑶ その他業務 |
| 3 | 活動拠点 | いといがわテレワークオフィス「thread3」（糸魚川市本町 2-2-22）を中心とした糸魚川市全域 |
| 4 | 募集対象 | ⑴ 過疎、山村、離島、半島地域以外の都市地域に住民票がある方で、糸魚川市に住民票を異動できる方<br>⑵ ＩＴに精通し、その知識を生かして業務受注に向けた営業活動に積極的に取り組むことができる方<br>⑶ パソコン（メールの送受信、ワープロ、表計算、プレゼンテーションソフトウェア等）の操作において、一定以上の能力を持ち得ており、 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 指導者としてワーカーのＩＴ関連の資質向上に寄与できる方<br>⑷ 各種コミュニケーションツール（slack・zoom・skype 等）を活用して、多様な就労形態であるワーカーの管理・指導を行える方<br>※基本的な活動時間の他にも対応が必要になることがあります。<br>⑸ 各種ソーシャルネットワークサービスを活用した情報発信を積極的に行う方<br>⑹ 年齢 22 歳以上 49 歳以下の方。性別は不問<br>⑺ 他の支援を受けることなく生活環境の整備ができる方<br>※委託型募集であることから、住居等をはじめとする自己の生活環境は、個人で整えていただきます。契約等の仲介は行いません。<br>⑻ 普通自動車運転免許を有し、日常的に運転している方<br>※営業活動や研修への参加、日常生活で自動車が必要となります。<br>⑼ 法令等を遵守し、業務指示に従うことのできる方<br>⑽ 心身ともに健康で、誠実かつ、積極的に職務を行うことができる方<br>⑾ 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方<br>⑿ 協力隊活動終了後に、本市に定住意向を持っている方 |
| 5 | 形態 | 業務委託方式（雇用関係なし） |
| 6 | 期間 | 採用が決定した翌月１日から令和９年３月 31 日まで<br>※委託開始時期は、委託内定者と協議のうえ決定します。<br>※ただし、隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委託期間中であってもその契約を解除する場合があります。<br>※活動状況により、最長３年まで更新することができます。 |
| 7 | 契約更新 | 活動状況により、１年ごとに更新することができます。　（最長３年） |
| 8 | 勤務日 ・勤務時間 | オフィス開所時間（8 時 45 分から 17 時 45 分）のうち、週５日を目途に、必要な時間に活動する。 |
| 9 | 委託費 | 40 万円／１か月（上限額：報償費：24 万円、諸経費 16 万円）<br>⑴ 支払い方法は、毎月、月初めに活動状況報告書、活動費内訳、請求書を提出していただき、定例支払日に指定口座に振り込みます。<br>⑵ 住居費、光熱水費、通勤用自動車等、生活に必要な経費はすべて委託費の中に含むものとします。<br>⑶ パソコン、携帯電話、在宅ワーク用環境整備等、活動に必要な機材や営業活動・研修参画等に係る旅費等諸経費はすべて委託費の中に含むものとします。<br>⑷ 将来、本市に定住できる環境創出のため、副業を希望する場合は相談に応じます。※目的、内容が協力隊業務に支障がないものに限ります。 |
| 10 | 応募・選考方法 | ⑴ 応募締切　令和８年 12 月 28 日(月)まで<br>⑵ 申込方法　下記の問合先に電話又はメールで連絡し、詳細要件を確認のうえ、以下の書類を郵送してください。<br>・ 申込用紙（糸魚川市ホームページからダウンロード）<br>・ 運転免許証の写し<br>⑶ 審査方法 |

| | | |
|---|---|---|
| | | ①１次選考　応募書類受付後、書類選考を行い、選考結果を通知します。なお、申込用紙等は返却しません。<br>②２次選考　１次選考合格者を対象に行います。選考日は、日程調整のうえ決定します。<br>内容：地域案内や主要施設等の見学、１次面接<br>日程等詳細は第１次選考結果を通知する際に合格者へご案内します。<br>③最終選考　２次選考合格者を対象に行います。<br>内容：２次面接<br>※最終選考結果については、最終選考後、約１か月以内に文書で通知します。なお、選考に要する交通費と宿泊費については応募者負担です。補助制度がありますので、詳しくはお問い合わせください。 |
| 11 | その他 | １次選考合格後、就業体験・インターンシップをしていただきます。糸魚川市の暮らしを体験する「ちょこっと糸魚川暮らし」と「移住体験交通費補助」をご活用ください。<br>⑴ 体験期間　１年度２泊まで<br>⑵ 宿泊費　素泊まり 3,000 円／１泊（税別）※登録宿泊施設に限る<br>⑶ 交通費　・本市までの往復にかかる最も経済的な経路及び方法により算出した公共交通機関の運賃を上限とした実支出額の 1/2 を補助（上限：10,000 円/１人、20,000 円/世帯）<br>・本市までの往復にかかる最も経済的な経路により算出した高速道路通行料金を上限とした実支出額の 1/2 を補助（上限：10,000 円/台）<br>詳しくは、糸魚川市ウェブサイトをご覧ください。<br>https://www.city.itoigawa.lg.jp/7584.htm<br>https://www.city.itoigawa.lg.jp/page/1268.html |
| 12 | 問合先 | 糸魚川市産業労働課しごと定住係<br>〒941-8501　新潟県糸魚川市一の宮１丁目２番５号<br>TEL　025-552-1511(代表)　FAX　025-552-7372<br>Mail　sangyo@city.itoigawa.lg.jp |



